

標準化と知的財産権

小野 浩 平*



企業にとって、知的財産権は自社の開発成果を以て排他権を確保できる点で重要な戦略的意味がある。一方で、標準化活動は「開発成果を産業界で広く使用させる仕組み作り」という意味合いで対極的な位置づけだと言えよう。このどちらが欠けても産業の継続的な発展はおぼつかない。本稿ではこの両者の狭間に想いを巡らせた。

そもそも標準あるいは標準化とは公共性が高く、国の成り立ちにすら深く関与している。紀元前221年、秦の始皇帝は「計量は国家なり」として度、量、衡（寸法、体積、重量）の標準を定めている。また標準と計量、計測は互いに深い関係にある。現代の産業界でもその重要度は認識され、様々な標準が追加されているが、当該基礎物理標準分野は地道な努力が要求される反面で市場が偏狭で事業として成り立ちにくい。従って国家機関、行政法人あるいは公益性に理解ある企業の協力によってこれ等の標準は維持されている。ところで現代のエレクトロニクスあるいは通信業界では、時刻、時間及び周波数は最も重要な標準量の一つである。当社は、社会貢献の一環としての意味合いも込め、現在商品として供給されうる最も正確な時計とされる「水素メーザー」と言う原子時計を供給し、日本標準時の精度向上にも寄与している。因みにこの原子時計は約3000万年に1秒の誤差しか生じなく、他の原子時計に比較し時間のゆらぎも一桁少ない。

一方で当社はITU（国際電気通信連合）の標準化活動に力を入れている。ITUは1865年に設立された万国電信連合に端を発し、現在は国際連合の下部専門機関として189の加入国・地域を擁している。そもそも通信というものは、送信側と受信側とで信号が噛み合っこそ成立し、相手方が外国である可能性が高いので国際標準が必要となる。当社は創業（1895年）から113年間、一貫して通信関連の事業を続けて現在は通信用計測器を主力製品としているので、標準化活動への注力は当然と言えるし、水素メーザーなどの基礎物理量標準とは異なり事業戦略（利益の創出）と強く関連させる事となる。

本年2月4日の日本経済新聞に「激化する『国際標準』に乗り遅れるな」と題する社説が掲載されその中で、伝統的にEU主導の国際標準でわが国の国益を守るため、わが国からの情報発信力や交渉力を強めるべきと述べた上で、英語での交渉能力が高く専門知識にも通じた技術人材の育成が急務だとしている。25年前、技術者として欧州標準に合致した測定器の開発に取り組んでいた私は、欧州の競合が開発した製品の測定法そのものがITU標準に盛込まれ、知的財産でも当該製品が守られているのを知り愕然とした。未熟な理論武装と戦略を以て、あのしたたかな欧州人を相手にしたITU標準化活動初期で苦心したのは私だけではなかっただろう。現在当社からは測定規格の専門家委員会に引続き

* アンリツ株式会社 常務執行役員 R&D本部長 Kohei ONO

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します

参画し、デジタル通信の信号伝達の劣化要因である「符号誤り」や信号のゆらぎである「ジッタ・ワンダ」と呼ばれる測定標準を策定している。幸いな事に原子時計のゆらぎを評価する基礎技術を有していたため、優位な地位を固め専門家技術諮問会合の議長（Rapporteur）を送り出すまでになった。

標準化活動の意義とは、関連産業全体にとって有用な枠組みを取り決めることにより、市場全体という絶対的なパイが膨らんで産業界がパイを分け合い共に利益を享受することであろう。一方で排他権たる知的財産権の効能は、技術競争による市場の活性化と拡大の中において自社の相対的なパイが膨らむという対極的な位置づけではあるが、その真に目指すところはあくまで産業全体の発展であることに変わりはない。けだし、わが国の特許法第1条によれば「発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的と」しているのである。米国憲法（Article I Section 8）においても特許権の目的とは「科学と有用なる技術の進歩の促進のために発明者に一定期間に限った排他権をゆるす」ことなのである。プロパテント（特許重視）の米国においてすら、特許権とはただ単なる排他権ではないのであろう。象徴的なことに2006年5月15日に米国最高裁の所謂eBay判決が、それまでの下級審判例を覆して、特許権者の差止には衡平法上の制限が存することを確認した。

当社では自社製品の差別化点に関する戦略特許は競争力の源泉と位置づけており、長年の研究開発の成果が模倣されたときには毅然とした態度でのぞんでいる。そうは言っても決して排他のための排他はしない。自社実施によって得た正当なる利益を次の研究開発に投資することにより、将来に亘って高性能な製品を顧客に提供し続けるという健全な企業活動なのである。排他権の行使によるライセンス収入は知的財産権の効能のなかで小さな「氷山の一角」に過ぎない。知的財産権の本分は、自社の事業における実施であって、あまり派手ではないが、事業の安定性、自社の設計自由度拡大、顧客の信頼と安心などが重要である。

世の中では、あまりに頑なに排他権を主張することを、「共有地の拒否（アンチ・コモنز）」に見立てて、共有地の計画的放牧を拒否すると牧草資源の細分化によってその有効利用が妨げられると言う「アンチ・コモنزの悲劇」が指摘されることがある。また、当初は標準化に参加していたにも拘らず隠し持っていた特許権でいきなり権利行使する「ホールドアップ問題」を耳にすることがある。あるいはあたかも正当な権利行使を装って、茫漠と曖昧な特許権を濫用して、差止を武器に不当に高額な金銭を得ようとする事件がある。わが国の知的財産戦略本部の報告書（昨年10月30日）でもこれらが問題視されている。

もともと、標準も特許も人類が考え出した制度である。これらの制度こそが史上最大の発明と見ることもできよう。適正な運用が失われてしまえば、最後には人類によってこれらの制度が廃止されるという悲劇が起こらないとも限らない。人類の叡智によってこのような悲劇が回避され、世界のイノベーションと知的財産が継続的に発展することを願ってやまない。